

企業のScope3（物流分野）対策促進事業（陸上輸送） （旧）運輸・物流分野における脱炭素化支援事業 グリーンな運輸事業者を活用する荷主を支援します

東京都では、中小企業者等のみなさまの物流分野における脱炭素化を後押しするため、荷主向けの運送費支援や運輸事業者※1 向けの認証取得支援を実施しています。

今年度は、荷主のみなさまが利用する貨物自動車運送事業者※2の要件として、CO₂削減に継続的に取り組む事業者を対象とする「東京都貨物輸送評価制度」における5年連続評価等を新たに追加し、内容を拡充しました。

このたび、令和8年度分の申請受付を開始しますので、お知らせします。

（1）事業の概要

①荷主に対する支援

○助成対象

中小企業者等である荷主

○助成要件

貨物自動車運送を行う場合に、次のいずれかの認証および評価を取得している貨物自動車運送事業者を利用

- ・グリーン経営認証
- ・ISO14001の認証
- ・東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価/
5年連続評価等

○助成対象経費、助成率、助成上限額

運送にかかる経費、助成対象経費の2分の1、100万円

②運輸事業者に対する支援

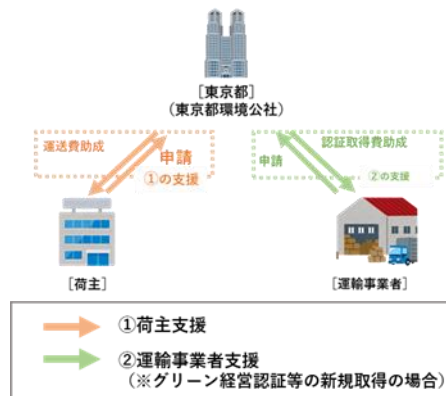
○助成対象

次のいずれかの認証を新たに取得した運輸事業者（トラック・バス等）

- ・グリーン経営認証
- ・ISO14001の認証

○助成対象経費、助成率、助成上限額

助成対象にかかる認証の審査及び認証登録経費、助成対象経費の2分の1、50万円



（2）令和8年度申請期間

令和8年5月27日(水)～令和9年3月31日(水)

※ 助成対象期間は令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までとなります。

（3）申請受付

クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

TEL：03-5990-5068（9時～12時、13時～17時（土日祝祭日は除く））

URL：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/transportation>

※詳細は募集要項等をご確認ください。



※1 運輸事業者

①貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業を営む者、同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者及び同条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者

②貨物自動車運送事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む者

※2 貨物自動車運送事業者とは、※1①に該当する者をいう

【問い合わせ先】

<助成金事業の概要>

産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課

TEL：03-5000-7721（直通）

<助成金申請手続き>

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

TEL：03-5990-5068

本件は、「2050東京戦略」を推進する取組です。

戦略20 ゼロエミッション 「ゼロエミッションモビリティの普及拡大」

2050 東京戦略 ▶

